

第6期遠賀町障がい福祉計画・
第2期遠賀町障がい児福祉計画

令和3年3月

遠 賀 町

目次

1. 計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	2
(4) 策定の視点	2
2. 遠賀町の障がい福祉に関する現状と課題	3
2-1 障がい者及び障がい児の状況	3
(1) 人口・世帯数の推移	3
(2) 障がい者及び障がい児数	4
2-2 障がいのある人の福祉に関するアンケート調査結果の概要	7
(1) 調査の概要	7
(2) 調査結果の概要	8
2-3 遠賀町における障がい福祉サービスの提供状況	13
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	13
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
(3) 地域生活支援拠点等の整備	13
(4) 福祉施設から一般就労への移行	13
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	14
(6) 障がい福祉サービス	15
(7) 障がい児通所支援	18
(8) 地域生活支援事業	19
3. 計画の基本的事項	22
3-1 計画に関する基本理念	22
(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	22
(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等	22
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	22
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	23
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	23
(6) 障がい福祉人材の確保	23
(7) 障がい者の社会参加を支える取組	23
3-2 計画の基本的な考え方	24
(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保	24
(2) 相談支援の提供体制の確保	24
(3) 障がい児支援の提供体制の確保	24

4. 障がい福祉サービス等の数値目標と見込量	25
4-1 令和5年度の目標値の設定	25
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	25
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	26
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	26
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	28
(6) 相談支援体制の充実・強化等	29
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築	29
4-2 障がい福祉サービスに関する各種サービスの見込量	30
(1) 訪問系サービス	30
(2) 日中活動系サービス	31
(3) 居住系サービス	33
(4) 相談支援サービス	34
(5) 障がい児通所支援	35
(6) 相談支援（障がい児向け）	36
(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	36
(8) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	37
4-3 地域生活支援事業に関する各種事業の見込量	38
(1) 必須事業	38
(2) 任意事業	43
5. 計画の推進体制	45
(1) 計画の進行管理	45
(2) 関係機関・団体等の連携	45
資料編	46
(1) 策定経過	46
(2) 遠賀町障がい者施策等検討委員会委員名簿	46

用語の定義

「障がい」、「社会的障壁」及び「障がいのある人、障がい者、障がい児」は次のような意味の用語として使用します。

「障がい」

心身機能や身体構造から、日常生活や社会活動への参加の面で制限や制約を受けることで、環境や体験で変化していくものと捉えます。

「社会的障壁」

障がいがある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などを言います。

「障がいのある人、障がい者、障がい児」

上記のような障がいと社会的障壁により、日常生活や社会生活への参加の面で制限や制約を受ける人を意味します。

※一般的に、「しょうがい」の表記については「障害」「障がい」等が使われており、それぞれに考え方があります。その中で、本計画では法令や固有名詞等を除き、極力「障がい」と表記しています。「障がい」という表記は、まだ全国的に統一した表記とはなっていませんが、条例等での表記についても随時改正をしていきます。また、広報啓発等多数の人の目に触れる機会には「障がい」と表記することとしています。

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

平成23年8月に改正された「障害者基本法」で障がい者の定義を見直し、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げる等、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。障害者総合支援法をはじめとする国内法の整備により、平成26年2月には障害者の差別を禁止する「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」とする。）が発効となりました。また、平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行により障がい児福祉計画の策定が義務付けられることになりました。

遠賀町においては、平成29年3月に「障害者基本法」に基づく「遠賀町障がい者計画」を策定し、同じく平成29年3月に、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律に基づき「第5期遠賀町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、『いきいきと、みんなで育む福祉のまちづくり』を基本理念とし、障がい福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

第6期遠賀町障がい福祉計画・第2期遠賀町障がい児福祉計画は、第5期遠賀町障がい福祉計画・第1期遠賀町障がい児福祉計画の計画期間が令和2年度で終了することから、障がい者を取り巻く環境の変化に対応するとともに、障がい者が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支えあい、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間として策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

- ・本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方針等を定める計画です。
- ・本計画は、国や福岡県の計画と整合を図りながら、「第5次遠賀町総合計画」の目的を達成させるため、また「遠賀町障がい者計画」の実施計画として、必要な施策を総合的に推進するものです。

〈第5次遠賀町総合計画の概要〉

- ・令和3年度を目標年次とする第5次遠賀町総合計画は、目指すまちの将来像を「笑顔と自然あふれるいきいき“おんが”～みんなで育む絆のまち～」とし、まちづくりの方向性を示しています。

- ・障がい福祉分野に関する基本目標としては、「はつらつと生活できるまちづくり」を掲げており、在宅支援サービスの充実等で在宅生活の支援を進め、雇用の創出等により活動支援を図り、広域的な相談体制や相談支援事業を検討することとしています。

〈遠賀町障がい者計画の概要〉

- ・障害者基本法第11条第3項に基づく、「遠賀町障がい者計画」は、令和5年度を目標年次とし、基本理念を「いきいきと、人が輝く福祉のまちづくり」と掲げ、障がい者施策の基本的な指針を示した計画です。

■遠賀町障がい者計画の概要

基本理念	いきいきと、人が輝く福祉のまちづくり
基本目標	1. 安全・安心な生活環境の整備
	2. 防災、防犯等の推進
	3. 障がいに対する理解と交流の促進
	4. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	5. 保健・医療の推進
	6. 雇用・就業、経済的自立の支援
	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興

(3) 計画期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

(4) 策定の視点

- ・本計画の策定にあたっては、第6期遠賀町障がい福祉計画・第2期遠賀町障がい児福祉計画に係る国の基本指針及び現行の遠賀町障がい者計画を踏まえ、また、「福岡県障がい者福祉計画・福岡県障がい児福祉計画」と連携し、数値目標やサービス見込量を設定します。
- ・障がいの手帳所持者等を対象に実施した「遠賀町障がいのある人の福祉に関するアンケート調査」の集計結果等を参考に、具体的な方策を定めます。
- ・策定にあたっては、障がい者団体の代表、医療関係者、福祉等に従事する専門家等で組織する遠賀町障がい者施策等検討委員会で審議を重ねました。

2. 遠賀町の障がい福祉に関する現状と課題

2-1 障がい者及び障がい児の状況

(1) 人口・世帯数の推移

1) 人口（年齢3区分別）の推移

国勢調査によれば、遠賀町の人口は、平成12年をピークに近年減少傾向に転じました。また、人口の将来推計によると、今後も人口は減少していき、令和27年には14,440人まで減少する可能性があります。

2) 世帯数の推移

遠賀町の世帯数は単身世帯や高齢者世帯等の増加により年々増加しており、平成27年には7,269世帯となっています。世帯人員は、昭和55年以降減り続け平成17年には3人を下回り、平成27年は2.6人となっています。

■遠賀町の人口推移

(単位：人)

年	総人口	年少人口 15歳未満		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65歳以上	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
昭和55年	14,188	3,456	24.4%	9,441	66.5%	1,287	9.1%
昭和60年	15,994	3,544	22.2%	10,756	67.3%	1,691	10.6%
平成2年	17,107	3,230	18.9%	11,712	68.5%	2,165	12.7%
平成7年	18,999	3,289	17.3%	12,900	67.9%	2,810	14.8%
平成12年	19,309	2,708	14.0%	13,252	68.6%	3,341	17.3%
平成17年	19,279	2,367	12.3%	12,797	66.4%	4,115	21.3%
平成22年	19,160	2,305	12.0%	11,923	62.2%	4,931	25.7%
平成27年	18,877	2,426	12.9%	10,651	56.4%	5,800	30.7%
令和2年	18,414	2,434	13.2%	9,636	52.3%	6,344	34.5%
令和7年	17,748	2,331	13.1%	9,080	51.2%	6,337	35.7%
令和12年	16,955	2,182	12.9%	8,737	51.5%	6,036	35.6%
令和17年	16,091	2,031	12.6%	8,411	52.3%	5,649	35.1%
令和22年	15,235	1,929	12.7%	7,740	50.8%	5,566	36.5%
令和27年	14,440	1,842	12.8%	7,134	49.4%	5,464	37.8%

(資料：平成27年まで国勢調査、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成30年推計))

■遠賀町の世帯数と平均世帯人員

(単位：世帯、人)

年	世帯数	平均世帯人員	年	世帯数	平均世帯人員
昭和55年	3,816	3.7	平成12年	6,280	3.1
昭和60年	4,500	3.6	平成17年	6,722	2.9
平成2年	4,938	3.5	平成22年	7,056	2.7
平成7年	5,732	3.3	平成27年	7,269	2.6

(資料：国勢調査)

(2) 障がい者及び障がい児数

1) 身体障がい者・児

年度の推移をみると、全体で増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけて、9人、1.1%増加しています。

等級別では、1級の人が最も多く(32.7%)、次いで、4級(22.2%)、3級(15.9%)と続きます。等級の高い人が比較的多いことが特徴です。

障がい種別では、令和元年度で肢体不自由の人が全体の50.1%とわずかに半数を超え、次いで内部機能障がいの人が34.4%となっています。これらには、高齢化の影響があると考えられます。

■身体障害者手帳所持者数(年度推移)

(単位：人)

等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	288	293	283	266	281
2級	142	129	132	121	127
3級	118	123	132	125	136
4級	190	190	194	185	194
5級	51	50	58	55	55
6級	59	58	59	63	65
合計	848	843	858	815	858

(資料：庁内資料 各年度末)

■身体障害者手帳所持者数（等級別、障がい種別、年齢別）

（単位：人）

障がい種	年齢	等級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	～17歳	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	2	3	0	0	4	0
	65歳～	9	16	2	5	3	2
聴覚・平衡機能障がい	～17歳	0	1	0	0	0	0
	18～64歳	1	7	0	2	0	5
	65歳～	0	8	17	8	0	24
音声・言語機能障がい	～17歳	0	0	0	0		
	18～64歳	1	0	0	2		
	65歳～	0	1	7	1		
肢体不自由	～17歳	5	2	3	0	1	0
	18～64歳	24	22	18	21	16	11
	65歳～	47	62	58	82	31	23
内部障がい	～17歳	3	0	0	0		
	18～64歳	25	1	2	12		
	65歳～	164	4	29	61		
合計	～17歳	8	3	3	0	1	0
	18～64歳	53	33	20	37	20	16
	65歳～	220	91	113	157	34	49

（資料：庁内資料 令和2年3月末）

2) 知的障がい者・児

平成27年度から令和元年度にかけて、程度がA（最重度・重度）の人数は横ばいである一方、程度がB（中度・軽度）の人数は増加しています。全体では32人、20.8%の増加です。

程度がBの人数が増加している要因として、保健師等の訪問活動や健康相談等の活動を通して、早い時期から適切な支援を受けたいという保護者の意識の高まりが挙げられます。

■療育手帳所持者数（年度推移）

（単位：人）

程度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A 1	48	49	49	49	49
A 2	37	38	38	39	39
A 3	4	4	4	4	5
B 1	44	46	48	51	54
B 2	21	27	30	34	40
合計	154	164	169	177	187

（資料：庁内資料 各年度末）

■療育手帳所持者数（程度別、年齢別）（単位：人）

年齢	A 1	A 2	A 3	B 1	B 2
～17歳	6	6	2	12	21
18～64歳	36	30	3	36	19
65歳～	7	3	0	6	0
合計	49	39	5	54	40

（資料：庁内資料 令和2年3月末）

3) 精神障がい者・児

手帳の等級は2級が最も多く、60.5%を占めています。年度の推移をみると、1級はほぼ横ばいですが、2、3級は増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけて、全体で64人、59.3%増加しています。

また、自立支援医療費（精神通院医療）受給者数は、平成27年度から令和元年度にかけて、51人、22.7%増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年度推移）（単位：人）

等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	3	4	4	4	4
2級	73	78	86	93	104
3級	32	36	42	57	64
合計	108	118	132	154	172

（資料：庁内資料 各年度末）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別、年齢別）（単位：人）

年齢	1級	2級	3級
～17歳	0	1	2
18～64歳	3	84	54
65歳～	1	19	8
合計	4	104	64

（資料：庁内資料 令和2年3月末）

■自立支援医療費（精神通院医療）受給者数（年度推移）（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	225	241	251	256	276

（資料：庁内資料 各年度末）

2-2 障がいのある人の福祉に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、遠賀町内に居住し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人並びに障がい福祉サービスを受けている人の現状を把握し、計画策定の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

調査対象者	令和2年5月末現在、遠賀町内に在住で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び障がい福祉サービス利用者
配布数	778通（障がい者：689通、障がい児：89通）
調査方法	本人記入方式（本人による記入が難しい場合は、家族による代行記入。なお、障がい児は保護者による回答）
回収率	53.3%（415通） 障がい者：53.6%（369通）、障がい児：48.3%（43通） ※無回答3通
調査期間	令和2年6月15日～7月10日 ※アンケート結果には7月22日到着分まで反映

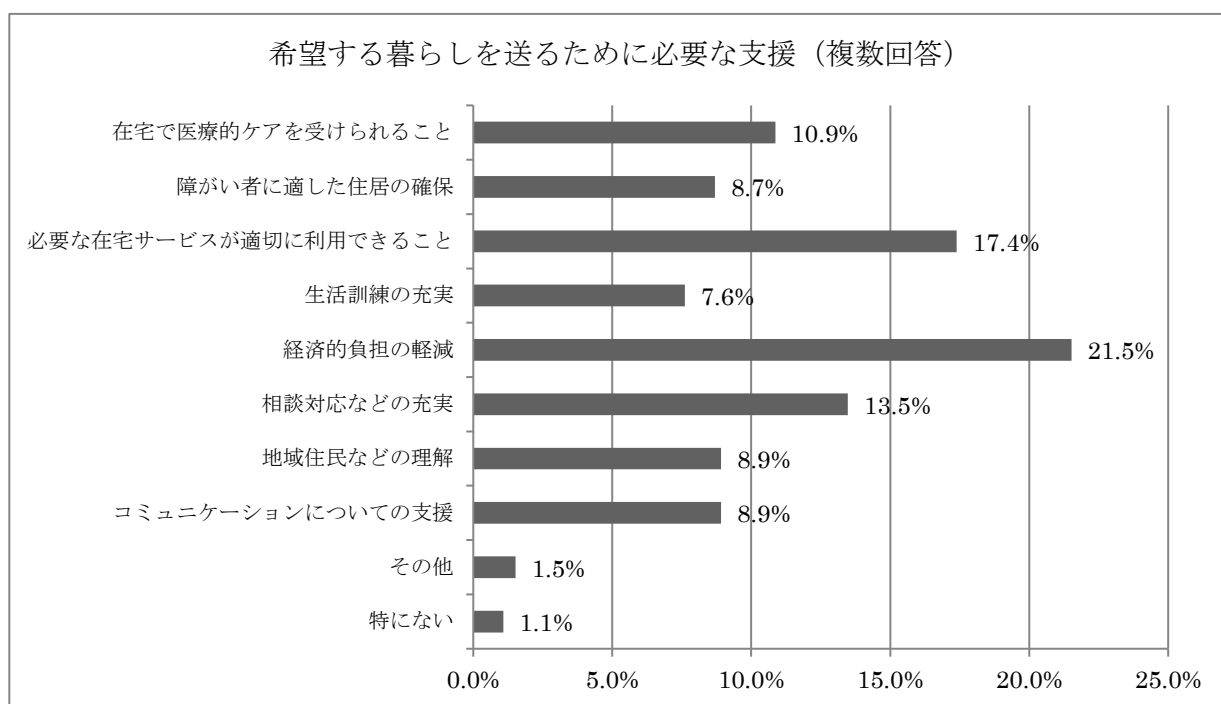
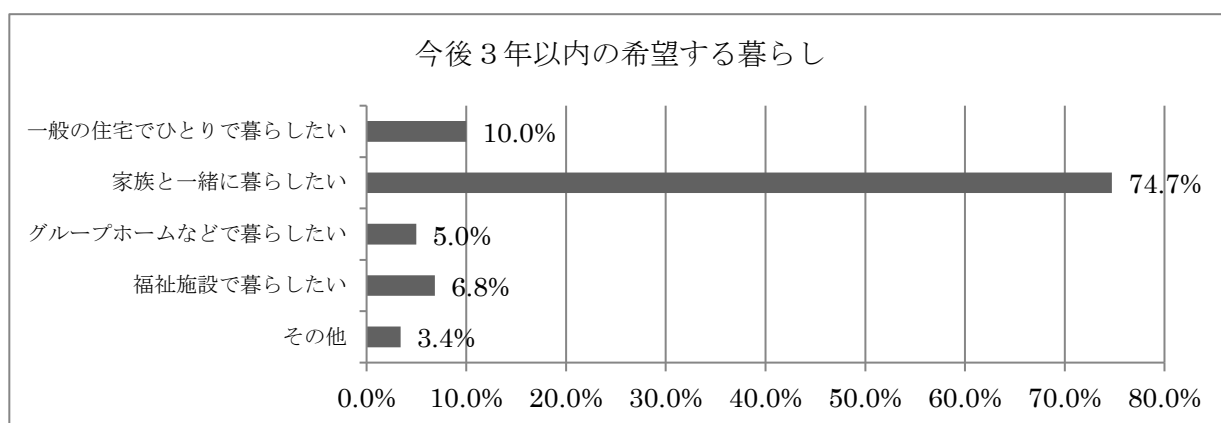
※調査結果は、別冊の「遠賀町障がいのある人の福祉に関するアンケート調査報告書」を参照。

(2) 調査結果の概要

1) 地域生活に必要な支援について

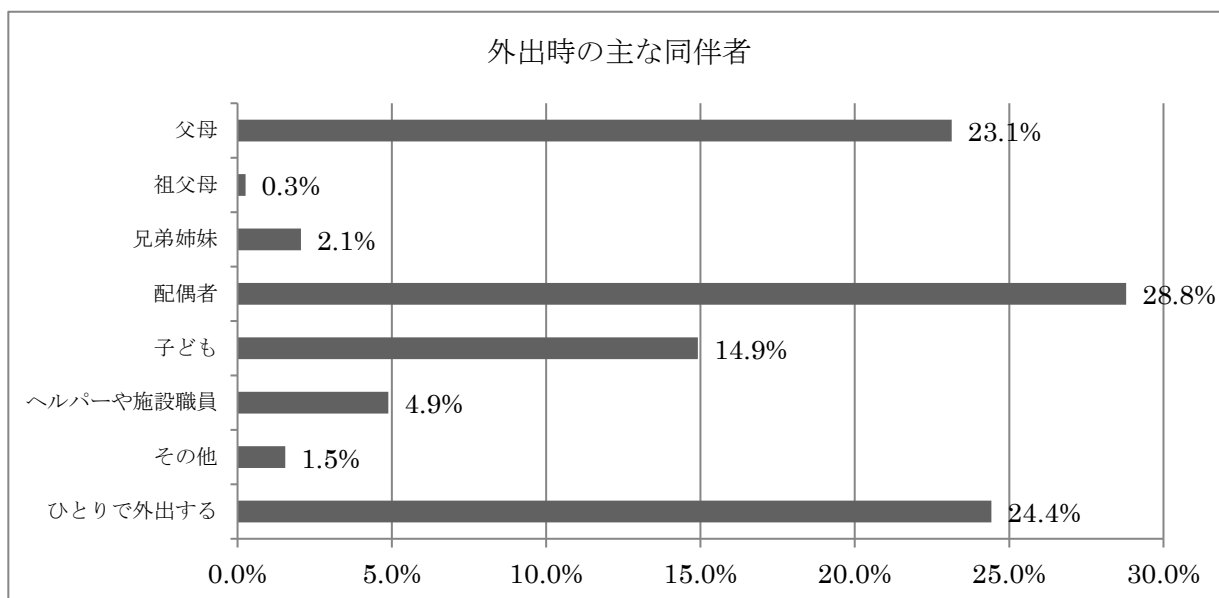
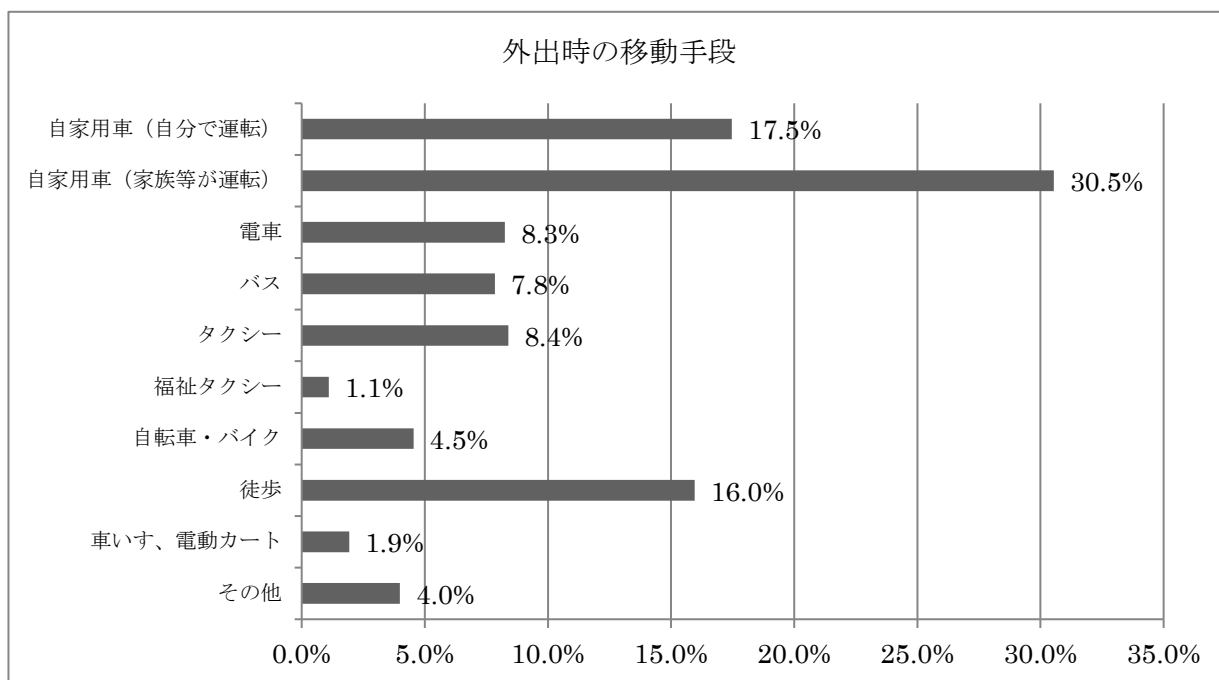
『問18 あなたは、今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。』の回答が「一般の住宅でひとりで暮らしたい」又は「家族と一緒に暮らしたい」を選択した人（地域での生活を希望されている人）の中で、『問19 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があれば良いと思いますか。（複数回答可）』に対して「必要な在宅サービスが適切に利用できること」を希望している人の割合が17.4%で、「経済的負担の軽減」に次いで多く回答があります。

このことから、平成30年度から令和2年度にかけての居宅介護の利用者数は減少していますが、在宅サービスのニーズは高いと考え、令和3年度から令和5年度までの利用者数は増加で見込んでいます。

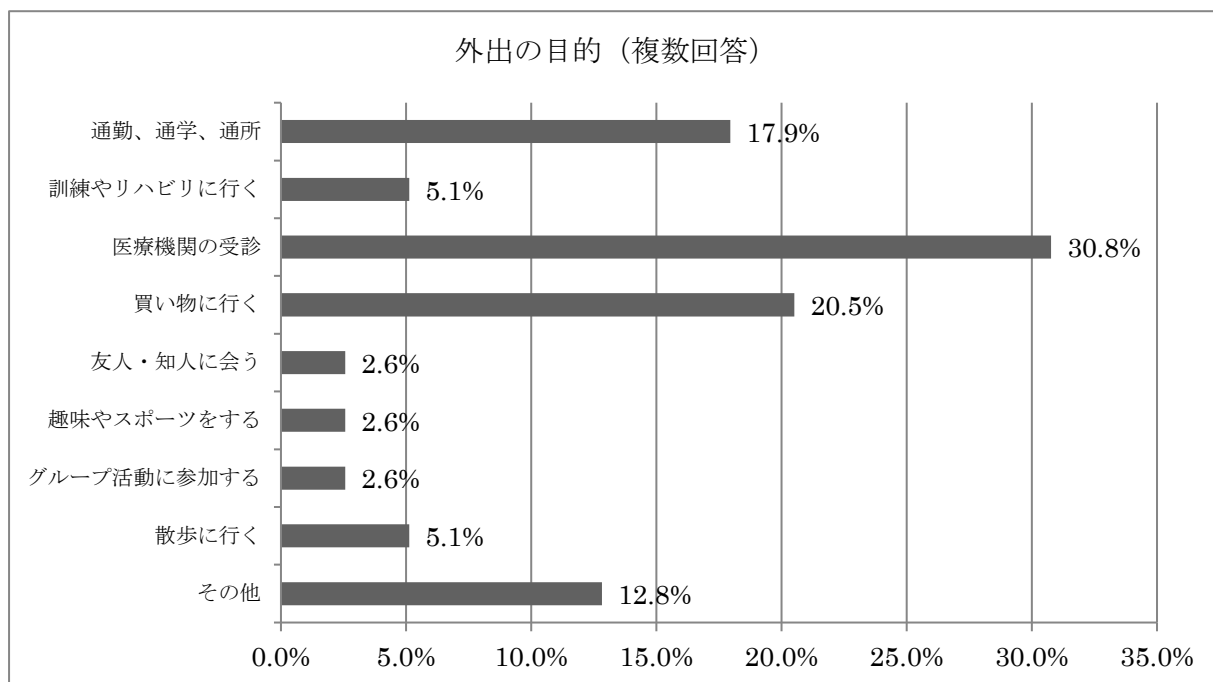


2) 外出時に必要な支援について

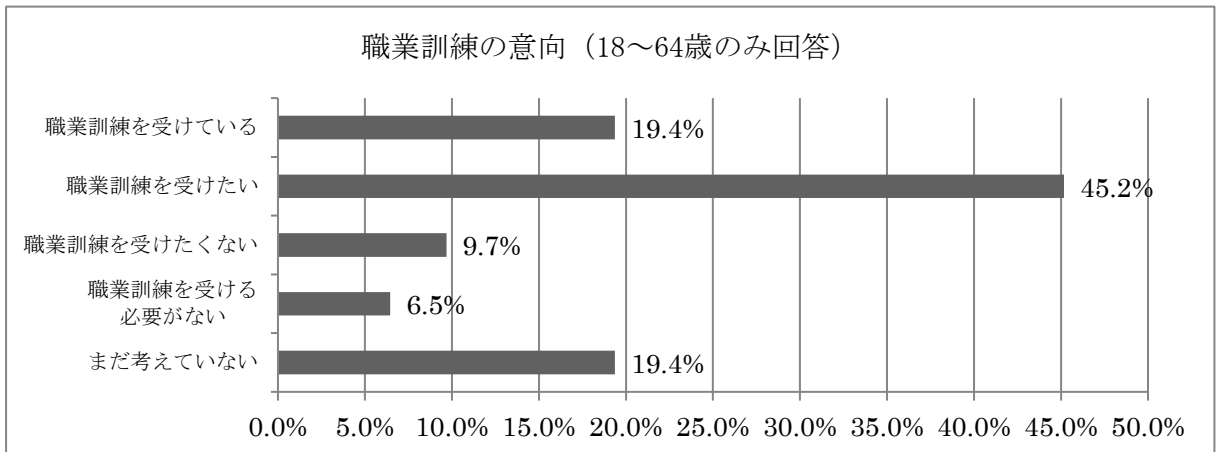
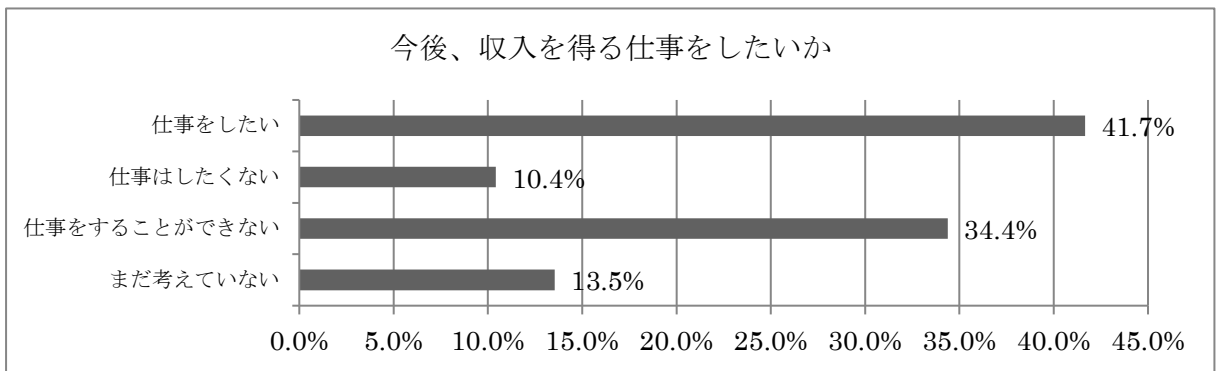
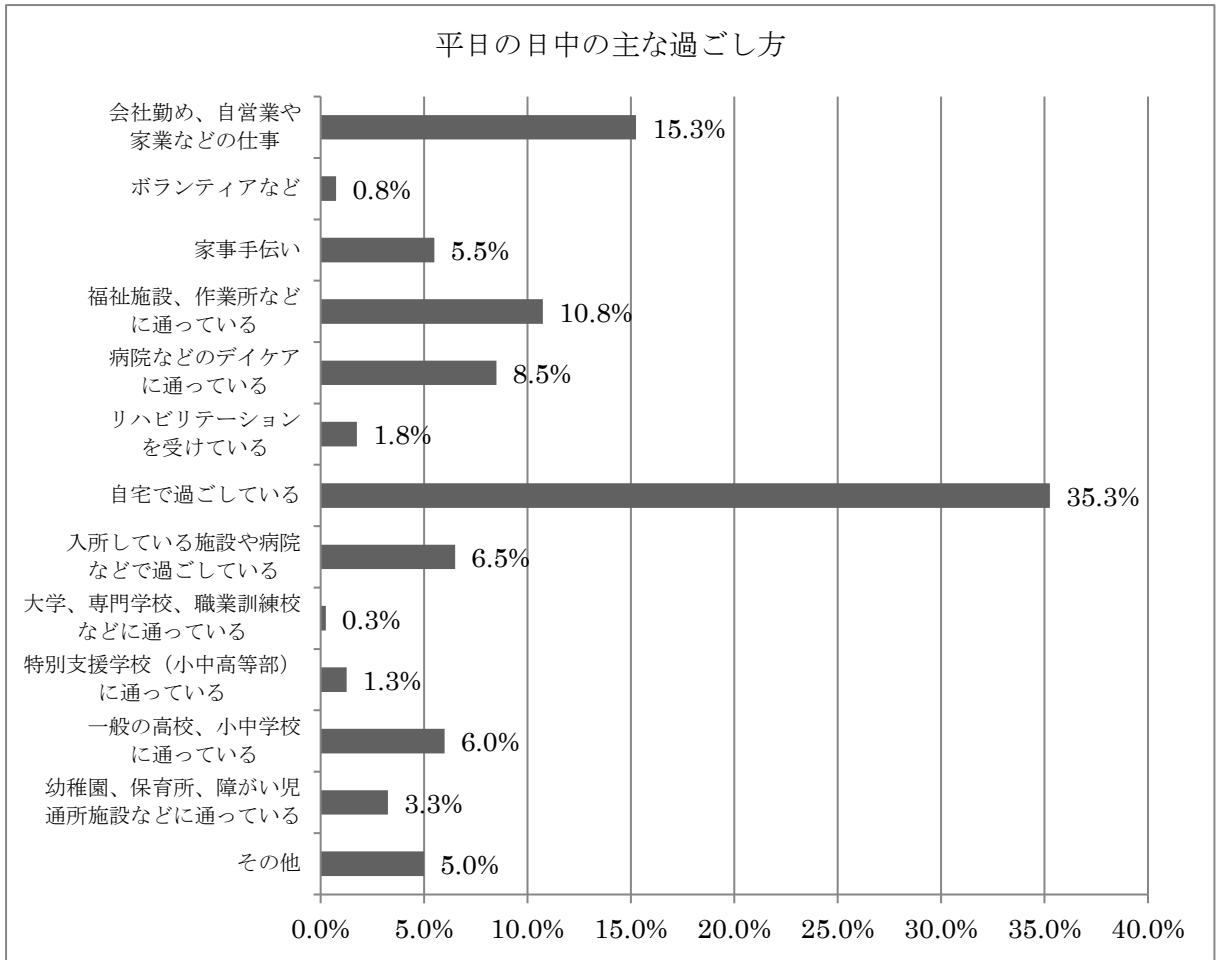
『問21 あなたが外出する時の移動手段は何ですか。』の設問で「自家用車（自分で運転）」と「自家用車（家族等が運転）」の回答は合わせて48.0%でした。また、『問22 あなたが外出する時の主な同伴者は誰ですか。』の設問で「配偶者」、「父母」、「子ども」の回答は合わせて66.8%と家族と外出することが多いことが分かります。



●『問22 あなたが外出する時の主な同伴者は誰ですか。』で「ヘルパーや施設の職員」と回答した人が4.9%程度存在しますが、この中で『問23 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(複数回答可)』の設問に対して「医療機関の受診」、「買い物に行く」と回答した人が、それぞれ30.8%、20.5%となっています。平成30年度から令和2年度にかけての居宅介護や移動支援の利用者数は減少していますが、移動に関する支援は一定の需要があると考えられます。



●『問25 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。』で「会社勤め、自営業や家業などで収入を得て仕事をしている」以外を回答した人の中で『問27 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいですか。』で「仕事をしたい」と回答した人は41.7%、さらにこの中で『問28 あなたは、収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか。』の設問で「職業訓練を受けている」「職業訓練を受けたい」と回答した人は合わせて64.6%でした。平成30年度から令和2年度にかけての就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援の利用者数は計画値以上となっています。今後も利用希望が増加することが予想されるため、令和3年度から令和5年度までの就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援の利用者数は引き続き増加で見込んでいます。



4) サービスの利用意向について

今後3年以内の福祉サービスの利用意向について、サービスの種類ごとの回答は以下のとおりとなっています。

障がい者のサービスの利用希望が低く、障がい児のサービスの利用希望が高くなっています。これは、障がい者の回答者の多くが65歳以上の人で介護保険のサービスを利用していること、障がい児は現在サービスを利用している人からの回答が多かったことが考えられます。



2-3 遠賀町における障がい福祉サービスの提供状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	計画値	実績値	その他
令和2年度末の入所者数（人）	29	33	
平成29年度末の入所数から令和2年度末の入所者数の減少数	1	△4	国の指針は2%以上の減少
令和2年度末までの地域生活移行者数	3	1	国の指針は9%以上の移行

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	計画値	実績値	その他
遠賀中間地域障がい者支援協議会で設置を検討	実施	実施	遠賀中間地域で検討を実施

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	計画値	実績値	その他
地域生活支援拠点等整備数	1	1	遠賀中間地域で整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	計画値	実績値	その他
一般就労移行者数（人）	8	8	平成28年度利用者数の1.5倍以上
就労移行支援事業利用者数（人）	42	41	平成28年度末までの累計利用者数の1.2倍以上
就労移行率30%以上を達成した就労移行支援事業所の割合（%）	50	83	10/12（目標達成事業所数/全事業所数）
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率（%）	80	100	5/5（1年以上利用者数/全利用者数）

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	計画値	実績値	その他
児童発達支援センターの整備数	1	2	遠賀中間地域で設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	3	5	遠賀中間地域で設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	1	3	遠賀中間地域で設置
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1	3	遠賀中間地域で設置
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	未設置	対象児の支援の必要に応じて母子保健、医療機関、障がい福祉サービス事業所、保育園・幼稚園、学校等の機関による医療的ケア児支援に関する情報交換の協議を行う。

(6) 障がい福祉サービス

- ・訪問系サービスをみると、居宅介護では時間・利用者数ともに実績値が計画値を下回っています。一方、重度訪問介護の計画値は0ですが、令和元、2年度に1人の利用があります。同行援護では毎年度1人の利用があり実績値は概ね計画値通りとなっています。行動援護、重度障害者等包括支援は、計画値、実績値ともに0となっています。
- ・日中活動系サービスをみると、生活介護、就労継続支援（B型）で実績値が計画値を上回っています。一方、短期入所（福祉型、医療型）では実績値が計画値を下回っています。その他のサービスでは計画値と実績値が概ね同じ程度の水準で推移しています。
- ・居住系サービスをみると、共同生活援助、施設入所支援では実績値が計画値を上回っています。一方、自立生活援助では計画値では令和元年度以降の利用者数を2人、5人としていますが、実際には利用はありませんでした。
- ・相談支援をみると、計画相談支援では実績値が計画値を大きく上回っています。一方、地域移行支援は毎年度1人の利用を計画値としていますが、利用者はなく実績値は0となっています。地域定着支援は計画値、実績値ともに0となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症のため、サービスの種類により大きく影響が出ているサービスとあまり影響を受けていないサービスがあります。

■訪問系サービス

サービス名	単位（月当り）		実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	時間	計画値	900	950	1,000
		実績値	842	777	584
	利用者数	計画値	32	33	34
		実績値	34	32	24
重度訪問介護	時間	計画値	0	0	0
		実績値	0	8	81
	利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	1	1
同行援護	時間	計画値	3	4	5
		実績値	5	3	4
	利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
行動援護	時間	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

（令和2年度は7月までの実績）

■ 日中活動系サービス

サービス名	単位（月当り）		実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人日/月	計画値	1,150	1,180	1,200
		実績値	1,199	1,245	1,269
	利用者数	計画値	56	56	56
		実績値	60	65	64
自立訓練（機能訓練）	人日/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	11	0
	利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	1	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	計画値	25	30	35
		実績値	44	30	51
	利用者数	計画値	3	3	3
		実績値	5	5	3
就労移行支援	人日/月	計画値	190	190	190
		実績値	189	172	153
	利用者数	計画値	9	9	9
		実績値	19	18	11
就労継続支援（A型）	人日/月	計画値	260	280	300
		実績値	251	304	314
	利用者数	計画値	13	14	15
		実績値	15	18	16
就労継続支援（B型）	人日/月	計画値	450	470	500
		実績値	495	594	718
	利用者数	計画値	28	29	30
		実績値	35	47	45
就労定着支援	利用者数	計画値	1	3	5
		実績値	3	5	5
療養介護	利用者数	計画値	3	3	4
		実績値	3	3	3
短期入所（福祉型）	人日/月	計画値	35	40	45
		実績値	25	29	6
	利用者数	計画値	14	14	15
		実績値	7	8	8
短期入所（医療型）	人日/月	計画値	7	7	7
		実績値	10	13	2
	利用者数	計画値	4	4	4
		実績値	2	2	2

（令和2年度は7月までの実績）

■ 居住系サービス

サービス名	単位（月当り）		実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	利用者数	計画値	19	20	20
		実績値	22	28	28
施設入所支援	利用者数	計画値	30	30	29
		実績値	32	33	32
自立生活援助	利用者数	計画値	0	2	5
		実績値	0	0	0

（令和2年度は7月までの実績）

■ 相談支援

サービス名	単位（年間）		実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	利用者数	計画値	140	145	150
		実績値	152	170	142
地域移行支援	利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
地域定着支援	利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

（令和2年度は7月までの実績）

(7) 障がい児通所支援

- 障がい児相談支援は実績値が計画値を上回っています。また、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援についても、利用者数、利用件数ともに実績値が計画値を上回っています。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、実績値、計画値ともに0となっています。医療的ケア児支援コーディネータ研修の受講者数は、事業所の休止、撤退等により実績値が計画値を下回っています。

■障がい児通所支援

サービス名	単位		実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がい児相談支援	利用者数	計画値	65	70	75
		実績値	85	94	65
児童発達支援	人日/月	計画値	144	150	155
		実績値	173	223	227
	利用者数	計画値	30	32	34
		実績値	38	41	31
医療型児童発達支援	人日/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	計画値	160	180	200
		実績値	375	509	530
	利用者数	計画値	40	45	50
		実績値	51	55	49
保育所等訪問支援	人日/月	計画値	6	7	8
		実績値	9	8	3
	利用者数	計画値	10	11	12
		実績値	21	22	10
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	計画値	0	0	10
		実績値	0	0	0

(令和2年度は7月までの実績)

■医療的ケア児支援コーディネーター

サービス名	単位		実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児支援 コーディネーター	配置者数	計画値	2	3	3
		実績値	2	1	0

(令和2年度は7月までの実績)

(8) 地域生活支援事業

1) 必須事業

- ・理解促進研修・啓発事業については、毎年度、障がい者に関する啓発パンフレットの全戸への配布等を実施しています。
- ・障害者相談支援事業については、福祉課窓口に加え、7相談支援事業所（みどり園、ていだ遠賀、みらい、こころ工房、まつかぜ荘、すずらん、F r e e）に委託して実施しています。
- ・成年後見制度法人後見支援事業については、令和2年度から北九州市成年後見センター「みると」に委託して実施しています。
- ・意思疎通支援事業については、平成30年度は計画値を上回っていますが、それ以降は計画値を下回っています。年度ごとに利用件数に差があります。
- ・日常生活用具給付事業は、計画値を下回っていますが、増加傾向にあります。
- ・手話奉仕員養成研修事業については、平成30年度は参加者が5人でほぼ計画値どおりとなっていますが、令和元年度から開催地が変わり参加者が2人となり、計画値を下回っています。
- ・移動支援事業については、利用者数は計画値を上回っていますが、利用時間は計画値を下回っています。
- ・地域活動支援センター機能強化事業については、障害者支援センターさくら及び地域活動支援センターはまゆうで実施しています。
- ・自発的活動支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、成年後見制度利用支援事業については、現在利用実績はありません。

■ 必須事業

事業名	単位		実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
自発的活動支援事業	利用件数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
障害者相談支援事業	委託件数	計画値	6	6	6
		実績値	7	7	7
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	計画値	有	有	有
		実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用件数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	無	無	有
		実績値	無	無	有
意思疎通支援事業	利用件数	計画値	3	3	3
		実績値	10	1	0
日常生活用具給付事業	給付件数	計画値	480	480	480
		実績値	373	411	411
手話奉仕員養成研修事業	実施有無	計画値	6	5	5
		実績値	5	2	0
移動支援事業	時間	計画値	2,200	2,200	2,200
		実績値	1,524	1,468	1,110
	利用者数	計画値	15	15	15
		実績値	19	16	10
地域活動支援センター機能強化事業	実施有無	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2

(令和2年度は見込量)

2) 任意事業

- ・訪問入浴サービスについては、利用者数、利用日数ともに計画値を上回る数値で推移しています。
- ・日中一時支援については、計画値を下回っていますが、利用者数、延べ利用日数ともにほぼ横ばいです。
- ・自動車改造助成については、平成25年度より実施していますが、平成30年度に2件の利用実績があります。
- ・スポーツ・レクリエーション教室開催等については、郡身障会体育大会の開催にかかる費用に対して毎年度助成を行っています。

■任意事業

事業名	単位		実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス	人日/月	計画値	180	180	180
		実績値	204	236	110
	利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	2	2	2
日中一時支援	人日/月	計画値	300	300	300
		実績値	214	225	260
	利用者数	計画値	20	20	20
		実績値	14	10	10
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	無
自動車改造助成	利用件数	計画値	1	1	1
		実績値	2	0	0

(令和2年度は見込量)

3. 計画の基本的事項

3-1 計画に関する基本理念

国が定める基本指針に即し、本計画に関する基本理念を次のように定めます。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう本町が実施主体となり、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、都道府県の適切な支援等を通じて障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているため、必要な情報提供を行う等の取組を行い、障がい福祉サービスの活用を推進します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、地域生活支援の拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むための体制整備を進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図り、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保

提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していくために、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を関係者と協力して取り組んでいきます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

3-2 計画の基本的な考え方

基本理念を踏まえ、本計画に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行います。

- 1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- 6) 依存症対策の推進

(2) 相談支援の提供体制の確保

障がい者等、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の整備を行います。

- 1) 相談支援体制の構築
- 2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3) 発達障がい者等に対する支援
- 4) 協議会の設置等

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児については、子ども・子育て支援法の趣旨に基づき、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であることから、以下の内容に即した支援体制の整備を行います。

- 1) 地域支援体制の構築
- 2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3) 地域社会への参加・包容の推進
- 4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

4. 障がい福祉サービス等の数値目標と見込量

4-1 令和5年度の目標値の設定

第6期遠賀町障がい福祉計画・第2期遠賀町障がい児福祉計画における障がい福祉サービス等の目標値を次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【現計画の評価】

入所者数について、計画では29人としていましたが実績は33人、地域生活移行者数について、計画では3人としていましたが実績は1人で、いずれも目標を達成できていません。入所した人は、施設入所以外の複数のサービスを利用し自宅等で生活していましたが、状態の悪化により、地域での生活が難しくなった人です。強度行動障がいのある人等で施設入所が必要な人は一定数いると考えられますが、地域生活の継続、移行が可能となるような社会資源の整備等について、遠賀中間地域障がい者支援協議会等で検討を行います。また、施設と連携を図り、地域移行が可能な人の把握に努めます。

【目標設定の考え方】

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行し、令和5年度末時点の施設入所者数を1.6%以上削減することを基本とするとされています。

【令和5年度の目標値】

- ・施設入所者数の削減見込を1.6%（1人）とします。
- ・地域生活移行数は6.0%（2人）とします。

■地域生活に移行する施設入所者数

項目	数値	考え方
令和元年度末の入所者数	33人	(A) 令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末の入所者数	32人	(B) 令和5年度末時点の施設入所者数
削減見込 (A-B)	1人	(C)
	3.0%	(C) / (A) > 0.016 (1.6%)
地域生活移行数	2人	(D) 施設からグループホーム等への移行者数
	6.1%	(D) / (A) > 0.06 (6.0%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現計画の評価】

計画では遠賀中間地域障がい者支援協議会で精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の設置を検討することとしていましたが、令和2年度に勉強会を実施し、遠賀中間地域で協議の場の設置に向け、福岡県とも連携を図りながら検討を進めているので、目標を達成しています。

【目標設定の考え方】

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携が可能な支援体制を構築するために必要となる協議の場を設置し、協議の場における目標設定を行うこととされています。

【令和5年度の目標値】

- ・協議の場の開催回数については、目標値を年1回以上とします。
- ・協議の場への関係者の参加者数については、内容に応じて関係する職業からそれぞれ1人以上参加することを目標値とします。
- ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数については、目標値を年1回以上とします。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【現計画の評価】

計画では整備数を1箇所としていましたが、遠賀中間地域で1箇所整備を行っているため、目標を達成しています。

【目標設定の考え方】

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

【令和5年度の目標値】

- ・遠賀中間地域障がい者支援協議会において、専門部会を設置し、運用状況の評価・検証を年1回以上行うこととします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【現計画の評価】

一般就労への移行等については、一部達成できていない項目もありますが、概ね目標

を達成しています。

- ・一般就労への移行者数について、計画では8人としていましたが、実績も8人となっています。
- ・就労移行支援事業の利用者数について、計画では42人としていましたが、実績は41人となっており、目標値に1人及びませんでした。
- ・就労移行率が30%以上を達成している就労移行支援事業所の割合について、計画では50%としていましたが、実績は83%となっています。
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率について、計画では80%としていましたが、実績は100%となっています。

【目標設定の考え方】

国の基本指針では、令和5年度における年間一般就労移行者数は、令和元年度の1.27倍以上としており、就労移行支援事業や就労継続支援事業は事業の役割や目的に鑑み、それぞれ、就労移行支援事業は令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上、就労継続支援A型事業は令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.23倍以上を目指すとしています。

また、就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上を目指すとしています。

【令和5年度の目標値】

- ・一般就労移行者数については、目標値を8人とします。
- ・就労移行支援事業から一般就労への移行者数については、目標値を6人とします。
- ・就労継続支援事業（A型及びB型）から一般就労への移行者数については、目標値を2人とします。
- ・就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者が全体の7割以上になることを目標値とします。
- ・就労定着支援事業所で就労定着率が8割以上の事業所の割合を、全体の7割以上になることを目標値とします。

■一般就労に移行する就労移行支援事業等の利用者数

項目	数値	考え方
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	8人	令和元年度の一般就労移行者数5人 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	6人	令和元年度の一般就労移行者数4人 令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上
就労継続支援事業からの一般就労移行者数	2人	令和元年度の一般就労移行者数1人 令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【現計画の評価】

障がい児支援の提供体制の整備等については、一部達成できていない項目もありますが、概ね目標を達成しています。

- ・児童発達支援センターの整備数について、計画では遠賀中間地域で1箇所としていましたが、実績は2箇所整備しています。
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について、計画では遠賀中間地域で3箇所としていましたが、実績は5箇所整備しています。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数について、計画では遠賀中間地域で1箇所としていましたが、実績は3箇所整備しています。
- ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数について、計画では遠賀中間地域で1箇所としていましたが、実績は3箇所整備しています。
- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置について、定例的な協議の場は設置できていませんが、必要に応じて関係機関が集まり情報共有や必要な支援の協議を行っています。

【目標設定の考え方】

国の基本指針では、

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを1箇所以上設置すること
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
- ・重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保すること
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするとされており、圏域での設置も可能とされています。

【令和5年度の目標値】

- ・児童発達支援センターは遠賀中間地域で2箇所設置されていますので、引き続き遠賀中間地域で児童発達支援センターを1箇所以上確保することに努めます。
- ・保育所等訪問支援を実施する事業所は遠賀中間地域で5箇所設置されていますので、引き続き遠賀中間地域で保育所等訪問支援を利用できる体制を継続できるよう努めます。

- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は遠賀中間地域で3箇所設置されていますので、引き続き遠賀中間地域で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保することに努めます。
- ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの複数人配置を遠賀中間地域で行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【目標設定の考え方】

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とされています。

【令和5年度の目標値】

- ・障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。
- ・遠賀中間地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を年1回以上実施します。
- ・遠賀中間地域の相談支援事業者の人材育成の支援を年1回以上実施します。
- ・遠賀中間地域の相談機関との連携強化の取組を年2回以上行います。
- ・保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制について関係機関と協議を行います。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築

【目標設定の考え方】

国の基本指針では、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とされています。

【令和5年度の目標値】

- ・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に年1人以上参加します。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築し、情報の共有をする機会を年1回以上設けます。

4-2 障がい福祉サービスに関する各種サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

1) サービスの内容

サービス名	事業内容
居宅介護	入浴、排せつ又は食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅における入浴、排せつ、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人等に、外出先において、移動に必要な情報の提供（代筆や代読を含む）、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより判断能力が制限されている人に対して行動する時に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な重度の障がい者で、その介護の必要の程度が著しく高い人を対象とします。居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的にを行います。

2) サービス見込量の考え方

- ・平成30年度から令和2年度までの利用実績やアンケート結果等を踏まえて推計し、また、障害支援区分等による利用可能な人数を勘案して見込量を算出します。
- ・見込量

サービス名	単位（月当たり）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間数	800	824	849
	利用者数	33	34	35
重度訪問介護	時間数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
同行援護	時間数	8	8	8
	利用者数	2	2	2
行動援護	時間数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	時間数	0	0	0
	利用者数	0	0	0

3) 見込量確保に関する方策

- ・障がい者とその家族が安心して暮らせるよう、今後も継続的にサービスを実施します。
- ・適切なサービスの提供ができるようにサービス事業者に対し、専門的な人材の確保・サービスの充実を図るよう働きかけます。

- ・重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援については、利用希望者の把握に努め、利用の意向が生じた場合は、近隣自治体のサービス事業者とも連携してサービスの提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

1) サービスの内容

サービス名	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者を対象とします。主として日中に入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、定められた期間の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活の訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、定められた期間の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間の支援計画に基づき、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労および定着のための必要な支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での雇用が困難な人が対象となります。雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での雇用が困難な人や一定年齢に達している人が対象となります。就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上、維持のために必要な支援を行います。但し、雇用契約は結びません。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した障がい者に、就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行い、雇用に伴い生じる問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
療養介護	主として日中に病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助等を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含めて障がい者支援施設等に短期に入所して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。短期入所には、障がい者支援施設等において実施される福祉型と病院や診療所などで実施される医療型があります。

2) サービス見込量の考え方

- 平成30年度から令和2年度までの利用実績やアンケート結果等を踏まえて推計し、就労系のサービスについては、地域移行者や特別支援学校等の卒業予定者等も考慮して見込量を算出します。
- 見込量

サービス名	単位（月当り）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	1,319	1,357	1,397
	利用者数	71	74	77
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0
	利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	42	42	42
	利用者数	6	6	6
就労移行支援	人日	179	183	187
	利用者数	20	21	22
就労継続支援（A型）	人日	439	527	634
	利用者数	25	30	36
就労継続支援（B型）	人日	698	756	820
	利用者数	58	64	71
就労定着支援	利用者数	10	13	15
療養介護	利用者数	3	3	3
福祉型短期入所	人日	32	36	40
	利用者数	16	18	20
医療型短期入所	人日	21	27	35
	利用者数	4	4	5

3) 見込量確保に関する方策

- 日常生活における基本的動作や地域生活への適応訓練等、障がいの状況やニーズに合わせて選択できるよう、今後も事業を継続的に実施し、合わせて適切なサービスを提供するようサービス事業者に働きかけます。
- 就労系のサービスについて、サービス事業者だけでなく、就労先、訓練先の企業等の協力も重要なことから、ハローワーク等と連携し利用者だけでなく企業等へもサービスの周知を図ります。
- 障がい者の就労の場における受注業務等については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充を図ります。
- 短期入所については、障がい者の家族が緊急の際に利用しやすくなるよう、日頃からのサービス利用を進めるように相談支援事業者等に対して働きかけます。

(3) 居住系サービス

1) サービスの内容

サービス名	事業内容
自立生活援助	施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、定期的な巡回訪問、随時の相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者が夜間や休日において、共同生活を営むべき住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要が認定されている方には介護等のサービスを行います。
施設入所支援	施設に入所している障がい者に対して、夜間や休日に、居住の場を提供するとともに、安定した日常生活が営めるように支援を行います。

2) サービス見込量の考え方

- 共同生活援助は、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて推計し、施設入所支援については、国の指針に基づき見込量を算出します。

・見込量

サービス名	単位 (月当り)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0
(うち精神障がい者)	利用者数	0	0	0
共同生活援助	利用者数	36	41	46
(うち精神障がい者)	利用者数	17	20	23
施設入所支援	利用者数	33	32	32

3) 見込量確保に関する方策

- 共同生活援助は、施設入所者や医療機関入院者の地域移行によって、必要性が高まると予想されるため、サービスの実施事業者の確保及びサービスの充実化を図ります。
- 施設入所支援は、施設と連携を図りながら地域移行が可能な人の把握に努めます。また、障害支援区分認定審査会において、施設入所支援の必要性について検討を行います。

(4) 相談支援サービス

1) サービスの内容

サービス名	事業内容
計画相談支援	サービスの支給決定又は変更の前にサービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への動向支援、住居の確保、関係機関との調整を行います。
地域定着支援	居宅において単身や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急対応を行います。

2) サービス見込量の考え方

- ・計画相談支援は、平成30年度から令和2年度までの利用実績及び障がい福祉サービス利用者の見込量からサービス対象者数を推計して見込量を算出します。また、地域移行支援と地域定着支援は利用実績がありませんが、国の指針にある地域生活の移行者数等を考慮して見込量を算出します。

・見込量

サービス名	単位（年間）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	194	207	221
地域移行支援	利用者数	0	1	1
（うち精神障がい者）	利用者数	0	1	1
地域定着支援	利用者数	0	1	1
（うち精神障がい者）	利用者数	0	1	1

3) 見込量確保に関する方策

- ・計画相談支援は、サービス等利用計画作成等の専門性の高い業務であり、今後も引き続き相談専門員の確保及び相談支援の質の向上に取り組みます。
- ・地域移行支援、地域定着支援は、精神障がい者の退院に伴う地域への移行や定着に関して、日常生活に係る密接な相談支援や緊急時の連絡も含めた対応を図る必要があります。今後は利用者が増加することが見込まれることから、引き続き、地域相談支援体制の整備・充実を図ります。

(5) 障がい児通所支援

1) サービスの内容

サービス名	事業内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある児童を対象として、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのため外出が著しく困難であると認められた児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

2) サービス見込量の考え方

- ・平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえ、見込量を算出します。
- ・見込量

サービス名	単位 (月当り)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	245	256	272
	利用者数	45	47	50
放課後等デイサービス	人日	564	592	620
	利用者数	61	64	67
保育所等訪問支援	人日	8	9	9
	利用者数	24	25	26
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	利用者数	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	0	0	4
	利用者数	0	0	1

3) 見込量確保に関する方策

- ・障がいの特性に応じた適切なサービスを提供できるように事業所の確保を図るため、引き続き事業者への支援を行います。

(6) 相談支援（障がい児向け）

1) サービスの内容

サービス名	事業内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援の申請に係る支給決定又は変更の前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

2) サービス見込量の考え方

- ・平成30年度から令和2年度までの利用実績等を踏まえ、見込量を算出します。
- ・見込量

サービス名	単位（年間）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	利用者数	104	109	114

3) 見込量確保に関する方策

- ・障がい児相談支援を提供する事業者は、町内に3箇所ありますが、今後も需要の増加が見込まれることから、引き続き事業者の確保及びサービスの充実を図ります。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

1) サービスの内容

サービス名	事業内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの整備	医療を要する状態にある児童等（医療的ケア児等）が、安心して日常生活を送るため、適切な支援を受けられるように必要なサービスを総合的に調整し、家族等にサービス等を紹介し、関係機関との連携（多職種連携）を図ります。

2) サービス見込量の考え方

- ・平成30年度から令和2年度までの実績、国の指針等を踏まえ、見込量を算出します。
- ・見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児支援コーディネーター	配置人数	3	3	5

3) 見込量確保に関する方策

- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを遠賀中間地域で複数人の配置は出来ていますが、各市町に1人以上配置できるよう相談支援事業所等に働きかけを行います。

(8) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

1) サービスの内容

サービス名	事業内容
保育施設等における障がい児等の受入れ体制の整備	特別な支援が必要な子どもが円滑に保育施設等を利用できるように必要な配慮を行い、保育施設等の受入体制の確保を図ります。

2) サービス見込量の考え方

- 令和2年度の実績が維持できるように見込量を算出します。

・見込量

サービス名	単位(人/日)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	利用者数	10	10	10
放課後児童健全育成事業	利用者数	12	12	12

3) 見込量確保に関する方策

- 障がい児通所支援等を利用する障がい児の保護者の利用ニーズを把握し、子ども・子育て支援部局等の関係部局と連携し、受入体制の確保に努めていきます。

4-3 地域生活支援事業に関する各種事業の見込量

(1) 必須事業

<見込量の考え方>

サービスの見込量については、令和2年度までの実績等を考慮し作成しています。

1) 理解促進研修・啓発事業

①事業の概要

目的	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
事業内容	障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント等の開催 障がい者等と実際にふれあうイベントを多くの住民が参加できるような形態で実施することにより、障がい者等に対する理解を深めます。 ・ 広報活動 障がい別の接し方や障がいに関するマークを説明するパンフレットの作成やホームページへの掲載等のより、障がい者に対する理解・啓発を目的とした広報活動を実施します。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

③見込量確保のための方策

- ・ 障がい者等が参加できるイベントを開催します。
- ・ 障がい者週間に障がい等に関する理解を深めるために啓発資料を作成し、広報等に折り込み全戸配布を実施します。

2) 自発的活動支援事業

①事業の概要

目的	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等とその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
事業内容	次の形式による方法で事業を実施する団体に費用の補助をします。 <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・ピアサポート <li style="width: 33%;">・社会活動支援 <li style="width: 33%;">・災害対策 <li style="width: 33%;">・ボランティア活動支援 <li style="width: 33%;">・孤立防止活動支援 <li style="width: 33%;">・その他形式支援

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	利用件数	1	1	1

③見込量確保のための方策

- ・団体や地域への呼びかけを行い、ホームページ等により周知を行います。

3) 障害者相談支援事業

①事業の概要

目的	障がい者等の福祉に関する様々な問題に対して、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行えるように相談体制の充実を図ります。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） ・社会生活力を高めるための支援 ・権利の擁護に必要な専門機関の紹介 ・遠賀中間地域障がい者支援協議会との連携 等

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	5	5	5
事業	遠賀中間地域障がい者支援協議会	実施の有無	有	有	有

③見込量確保のための方策

- ・障害者相談支援事業の委託先の確保のため、新規事業所への働きかけ等に努めます。
- ・遠賀中間地域障がい者支援協議会と連携し、相談体制の充実、相談員の専門性の向上を図ります。

4) 基幹相談支援センター等機能強化事業

①事業の概要

目的	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化	実施箇所数	0	0	0

③見込量確保のための方策

- ・基幹相談支援センターについては、遠賀町単独での設置は難しいため、遠賀中間地域障がい者支援協議会で検討を行い、関係機関へ働きかけを行います。

5) 成年後見制度利用支援事業

①事業の概要

目的	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者等又は精神障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者等の権利擁護を図ります。
事業内容	成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則第65条の10の2に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助します。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援	利用者数	1	1	1

③見込量確保のための方策

- ・成年後見制度支援事業の利用希望者の把握に努めます。
- ・事業内容に関する情報提供を充実します。

6) 成年後見制度法人後見支援事業

①事業の概要

目的	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法人後見実施のための研修 ・法人後見の適正な活動のための支援 ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ・その他、法人後見の活動の推進に関する事業

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援	実施箇所数	0	0	0

③見込量確保のための方策

- ・後見人の支援事業を中核機関に委託し実施します。

7) 意思疎通支援事業

①事業の概要

目的	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。
事業内容	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など、意思疎通を図ることに支障がある人等とその他の者の意思疎通を支援します。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	利用者数	1	1	1

③見込量確保のための方策

- ・手話通訳者を必要とする障がい者等の把握に努めます。
- ・ホームページ等を活用し、事業に関する情報提供を行います。

8) 日常生活用具給付事業

①事業の概要

目的	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。
事業内容	日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に要件を満たす6種の用具を給付又は貸与します。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	3	3	3
自立生活支援用具	件数	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件数	2	2	2
排泄管理支援用具	件数	438	438	438
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数	1	1	1

③見込量確保のための方策

- ・障がいの特性に応じた適切な日常生活用具の給付に努めます。
- ・利用者の増加に合わせ、必要な予算の確保に努めます。

9) 手話奉仕員養成研修事業

①事業の概要

目的	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。
事業内容	遠賀中間地域で手話奉仕員養成講座（入門編、基礎編）を実施します。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修	講座修了者数	2	3	3

③見込量確保のための方策

- ・手話奉仕員養成講座を遠賀中間地域で実施します。また、町内居住者に広報等で参加を呼びかけます。

10) 移動支援事業

①事業の概要

目的	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
事業内容	対象者にヘルパーを派遣し、移動の支援を実施することで、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	利用者数	9	10	12
	延べ利用時間数	1,000	1,100	1,200

③見込量確保のための方策

- ・利用希望者に対して、事業内容に関する情報提供を行います。

11) 地域活動支援センター機能強化事業

①事業の概要

目的	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。
事業内容	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化	実施箇所数	2	2	2

③見込量確保のための方策

- ・「障害者支援センターさくら」および「地域活動支援センターはまゆう」において事業を実施します。また、支援を必要としている人の把握に努めます。

(2) 任意事業

<見込み量の考え方>

サービスの見込み量については、令和2年度までの実績等を考慮し作成しています。

1) 訪問入浴サービス

①事業の概要

目的	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
事業内容	看護師又は准看護師もしくは介護職員が、身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行います。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	利用者数	1	1	1
	延べ利用日数	156	156	156

③見込量確保のための方策

- ・利用希望者の把握を行い、訪問入浴サービスに関する情報提供に努めます。

2) 日中一時支援

①事業の概要

目的	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息が可能な環境を作ります。
事業内容	日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他町長が認めた支援を行います。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	実用者数	10	10	10
	延べ利用日数	250	250	250

③見込量確保のための方策

- ・利用希望者の把握に努め、日中一時支援に関する情報提供を進めます。
- ・利用者の要望に対応できるようサービス提供体制の充実を図ります。

3) スポーツ・レクリエーション教室開催等

①事業の概要

目的	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツの普及を図ります。
事業内容	各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供します。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
郡身障会体育大会負担金	実施の有無	有	有	有

③見込量確保のための方策

- ・助成に必要な予算の確保に努めます。

4) 自動車改造助成

①事業の概要

目的	身体障がい者が自動車の運転を行う際に必要となる自動車の改造にかかる経費の一部を助成することにより、身体障がい者の移動を支援し、社会参加の促進を図ります。
事業内容	身体障がい者が自動車の運転を行う際に必要となる自動車の改造にかかる経費の一部を助成します。

②見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造助成	実利用見込み者数	1	1	1

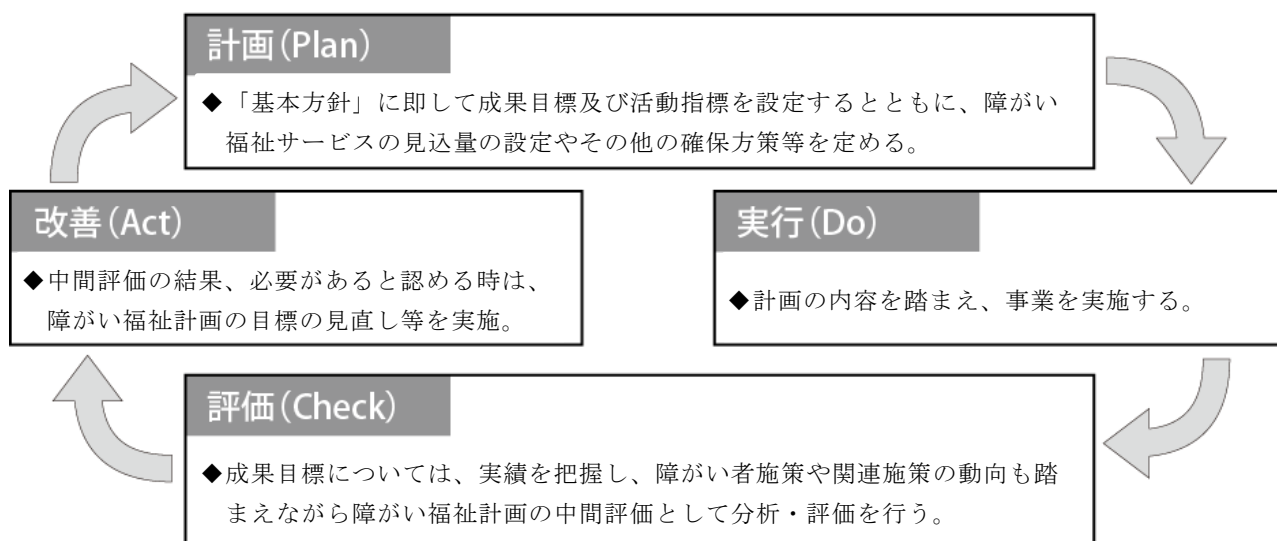
③見込量確保のための方策

- ・助成に必要な予算の確保に努めます。
- ・利用希望者の把握に努め、自動車改造助成に関する情報提供を行います。

5. 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Act）サイクルの考えに基づいて、障がい者施策やその関連施策を注視しつつ見込量等の点検・評価を行い、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直し等の必要な措置を講じるものとします。



(2) 関係機関・団体等の連携

本計画における障がい福祉サービスによる取組みを推進するにあたり、障害者総合支援法に基づき、遠賀中間地域障がい者支援協議会からの意見を踏まえるとともに、近隣市町や福祉サービス事業者等との意見交換も行いながら、必要に応じて国や県とも連携しつつ事業を実施していきます。

資料編

(1) 策定経過

日時	議事
令和2年5月 (書面開催)	1. アンケート(案)について
令和2年9月24日 14:00~15:30	1. 第6期遠賀町障がい福祉計画・第2期遠賀町障がい児福祉計画について ・計画の趣旨等 ・遠賀町の障がい福祉に関する現状 ・計画の基本的事項 2. アンケート結果について 3. 今後のスケジュールについて
令和2年11月26日 14:00~15:00	1. 前回指摘事項 2. 第6期遠賀町障がい福祉計画・第2期遠賀町障がい児福祉計画について ・障がい福祉サービス等の数値目標と見込量 ・計画の推進体制
令和3年1月 (書面開催)	1. 前回指摘事項 2. 第6期遠賀町障がい福祉計画・第2期遠賀町障がい児福祉計画について

(2) 遠賀町障がい者施策等検討委員会委員名簿

役職	氏名	所属
	橋村 美奈	株式会社 福祉人
	磯部 信一	遠賀いそべ病院
副委員長	早川 由紀	遠賀町社会福祉協議会
	大塚 洋	遠賀町身体障がい者福祉協議会
	田中 弘子	遠賀町手をつなぐ親の会
	羽田 美紀	ふれあいクラブ
	舩添 朝生	北九州人権擁護委員協議会
委員長	水上 憲明	民生委員児童委員協議会
	岩田 可菜美	福岡法務局北九州支局人権擁護係

第6期遠賀町障がい者福祉計画・第2期遠賀町障がい児福祉計画

令和3年3月

遠賀町役場 福祉課 障がい者支援係

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

TEL 093-293-1234 FAX 093-293-0806